

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	平成 29 年 10 月 10 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分	
場 所	市役所本庁舎 3 A会議室	
出席者	出 席	市長、八木副市長、宮村副市長、政策部長、市長公室長、財務部長、都市部長
	事務局	企画課長、課長代理(調整担当) 陪席:秘書課長、課長代理(秘書担当)

議題 1 : 秦野市市税条例の一部を改正することについて		
担 当 部 課 等	財務部市民税課、資産税課	
説 明 者	財務部長、市民税課長、市民税課課長代理(税制収納管理担当)、資産税課長、資産税課課長代理(家屋償却資産担当)	
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり	
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり	
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 軽自動車税軽減の条件が厳しくなるが、今回の改正の影響はどのようなか。 A. 平成 29 年度の減税分は 450 万円であったが、平成 30 年度は 250 万円程度と想定される。</p> <p>Q. わがまち特例の対象施設はどのくらいあるか。また、影響額はどのようなか。 A. 家庭的保育事業で 1 件該当がある。影響額は不明であるが、それほど大きくないものと見込まれる</p> <p>Q. 廃止となるノンフロン製品の影響はどのようなか。 A. 本市では該当がない。</p> <p>Q. 例えば、100 坪の建物のうち 20 坪を保育事業で使用していた場合、20 坪について特例割合とするということか。 A. そのとおりである。</p> <p>Q. 保育事業の特例措置について、それほど影響額が大きくないとのことであり、事業の支援をより推進する点からも、法が許す 3 分の 1 まで軽減すべきと考えるがどうか。 A. 担当の保育こども園課では、特に異存はない旨確認している。</p>	
会 議 結 果	保育事業に係る特例割合を 3 分の 1 とすることとする。 その他については原案了承	

議題 2：秦野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定することについて

担当部課等	農業委員会事務局
説明者	農業委員会事務局長、局長代理（農地利用担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 条例改正の元となる法改正の目的はどのようなか。 A. 荒廃農地の解消と農地の集積を図ることである。</p> <p>Q. 認定農業者とはどのようなものか。現在何人いるのか。 A. 農地基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者等のことであり、本市では、650万円の農業所得、1800時間から2000時間の年間農業従事時間を目指すものである。本市では現在、84経営体、86人の認定農業者がいる。</p> <p>Q. 農地利用最適化推進委員の役割はどのようなか。 A. 農地の借り手、貸し手の掘り起こしを行うなど、遊休農地の発生防止や解消、農地の集積に取り組むものである。</p> <p>(意見) 農業委員と同額の報酬であり、実績があがるよう努めてほしい。</p>
会議結果	原案了承

議題 3：秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

担当部課等	消防本部予防課
説明者	消防長、予防課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 是正が進まない5件について、改正条例の施行後、公表することとなるのか。 A. 公布に合わせて公表制度の条例化について案内を行い、条例施行日の4月1日以後、立入検査を行ったうえ、1か月経過してもなお是正されない場合には公表することとしたい。</p> <p>Q. 是正されない理由はどのようなか。 A. 自動火災報知設備未設置の違反であるが、以前の制度改正により、延床面積500㎡以上から300㎡以上に変更された後、</p>

	<p>設置されていないもの、また、設置の意向はあるが費用の関係で対応が進まないものなどである。</p> <p>Q. 他市での公表制度の実績はどのようなか。</p> <p>A. 公表制度の実施により、大和市では9件中8件が、厚木市では36件中30件が是正されたとのことである。</p> <p>(意見)</p> <p>行政指導は施行日前でも実施できるため、応対時の心象などで4月1日以降すぐに公表しても問題ないと考えられる。期限を切るということも検討してほしい。</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>原案了承</p>

—以上—